



熊本県公報

号外 第15号
令和5年(2023年)
7月14日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… (障がい者支援課) 1

規 則

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年7月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第35号

熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則(熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和45年熊本県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第5条中「とる」を「採る」に改める。

別記第4号様式中「、第3項又は第4項後段」を「又は第2項」に、「措置をとった」を「入院措置を採った」に改め、同様式備考第2号中「第33条第1項・第4項」を「第33条第1項・第3項」に、「第33条第3項・第4項」を「第33条第2項・第3項」に改める。

別記第5号様式備考第1号を次のように改める。

- 1 入院年月日の欄は、法第33条第1項又は第2項の規定による医療保護入院の年月日を記載してください。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。